

## 商品概要説明書

(満期分散式定期積金・逡増(減)式定期積金) (平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 定期積金 (愛称:きらめき)
2.販売対象	・ 個人および法人
3.期間	・ 2年,3年,4年,5年
4.払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 契約期間内で掛金を分割払込 ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 100円単位
5.払戻方法	・ 満期分散式の場合は,分散した満期日以降に各年口分を払い戻します。 ・ 逡増(減)式の場合は,満期日以降に一括して払い戻します。
6.給付補てん金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期分散式の場合は,分散した満期日以降に各年口分を支払います。 ・ 逡増(減)式の場合は,満期日以降に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として,契約期間における掛金残高の積数に年利回りを乗じて計算します。 ・ 個人のもは20%(国税15%,地方税5%)の分離課税,法人のもは総合課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または,窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・ 満期日に自動解約のうえ,指定口座に入金することができます。また,同一条件の定期積金を自動的に再契約することもできます。
9.中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は,以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 当初契約時の年利回り×60%(ただし,解約日における普通貯金利率を下限とします。)
10.貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち,「無利息,要求払い,決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ,元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては,当組合支店または金融共済部(電話:025-772-3460)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し,迅速かつ適切な対応に努め,苦情等の解決を図ります。 また,新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも,苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は,直接,次の機関を利用できます。連絡先については,上記当組合支店または金融共済部,新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか,東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護士会,横浜弁護士会,山梨県弁護士会,愛知県弁護士会,京都弁護士会,兵庫県弁護士会,広島弁護士会,愛媛県弁護士会,福岡県弁護士会 また,上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会,山形県弁護士会,埼玉弁護士会,富山県弁護士会,静岡県弁護士会,総合紛争解決センター(大阪府),岡山弁護士会,鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・ 払込が遅延した場合は,満期日を遅延期間に相当する期間まで繰延べます。または,当初契約時における店頭表示の年利回りの割合(年365日の日割計算)による遅延利息を負担していただきます。 ・ 掛金が払込日前に払い込まれた場合は,当初契約時の店頭表示の利回りに準じて先割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は,解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JA魚沼みなみ